

集落の再生についての提言

大畑温憲（農業部門）

1. 現状認識と枠組づくり

高齢化の進行、担い手不足、農業生産条件の不利等が重なって、特に中山間地域における諸々の公益的な機能の低下が懸念されるに到っている。耕作放棄（8.4%）の拡大を防止して、国土、環境の保全と機能維持を確保する視点から、条件不利地域に対する国の直接支払制度が12年度からスタートした。近年、集落における農林業生産活動の停滞が地域全体の活力低下につながり、生活上のさまざまな便益を失わせて、放置すれば遂には集落の崩壊消滅という破局に立到る怖れが見えてきたからである。地域の荒廃を食い止めて、集落が課してきた役割・機能を維持するためには定住が保証され集落営農の合意形成が確保されるまで、行政による支援強化が欠かせないことが明瞭になってきたからである。その内容、推進方策は多岐に亘るが、地域の話し合いによる重点プロジェクトの具体化については、中山間地域の集落を中心に多様な取組みが始まっている。これを「中山間維持、活性化緊急対策事業」のサイドで把握されている取り組み状況（H.12.8.31 現在）でみると下表のとおりである。

〔表-1〕

（県 企画調整課）

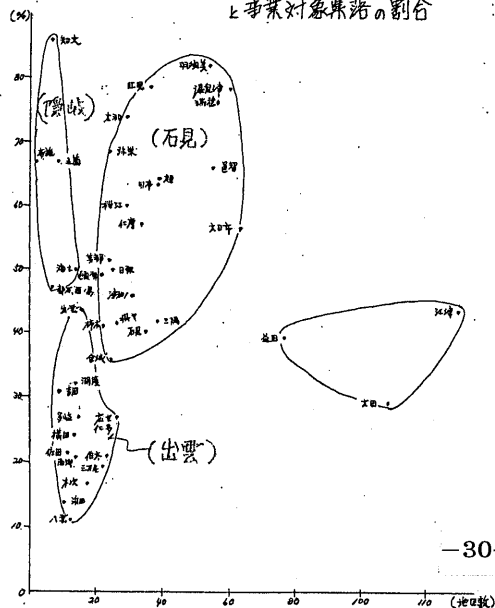
事業対象 集落総数 (A)	取り組み 市町村数	策定集落数 (B)	プラン 総数	対象	対象	非対象	策定率 (B) / (A)
				集落単独	集落共同	集落共同	
1,374	46	276	225	181	17	27	20.1

（註）崩壊、衰退が懸念される中山間集落を対象に、その特性に応じた諸機能の維持向上をめざす取組を支援する事業で、対象集落は高齢化率35%以上、取組期間はH.11～13年、交付金額100万円/集落

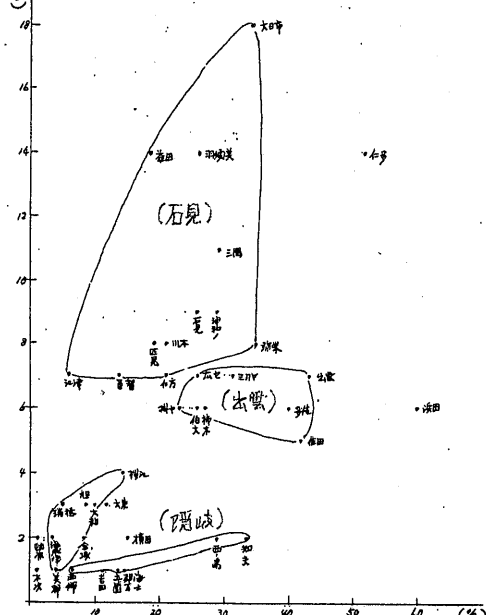
2. 集落の再生にかける取組

本県の中山間条例指定地域内の総集落3,608地区のうち、事業対象集落（65才以上の人口率が35%以上）1,374地区について、市町村別の割合を示すと（図-1）のとおりである。他方3ヶ年を目途に計画策定中の県単活性化緊急対策事業について、既に計画策定済の先行集落276地区の町村別進捗状況を比較すると（図-2）のとおりとなる。

〔図-1〕 中山間条例指定地域内集落と事業対象集落の割合



〔図-2〕 事業対象集落と活性化プラン樹立集落の割合



【表-2】【中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業】（高齢化率上位集落の例示）

市町村名	集 落 名	集落活性化プラン名	集落活性化プランの概要	備 考
羽須美村	川 角 (かいずみ) 戸 数: 16戸 高齢者数: 18人 高齢化率: 66%	「帰帰高原に通じる菜の花と萩の里川角」	集落に住む者と都会に住む出身者との連携の基に生きがいのある生活空間の創造を目指す。 ○集会所の改築（バリアフリー化） ○景観保全のため菜の花と萩の植栽を行う「菜の花と萩里事業」の実施 ○ふるさと会の設置（都会に暮らす集落出身者約100人と「川角ふるさと会」を組織し、集落との絆を維持、退職後のUターンを誘導） ○自然帰帰高原の案内看板、街灯の設置	H11.10
	川 刺下 (かわぶちしも) 戸 数: 10戸 高齢者数: 13人 高齢化率: 76%	「みずみずしい集落づくり」	集会所の利用を促進し、相互扶助・情報交換等により、互いの交流をさらに高める。 ○上水道の新設 ○有蓋団部屋の新設	H12. 3
桜江町	後 山 上 (うしろやまかみ) 戸 数: 6戸 高齢者数: 8人 高齢化率: 73%	「後山集落守る会」	集会所を中心とした福祉活動、椎茸づくり、桜並木づくりなどを行うことにより、集落の住民が明るく、安心した生活ができる場づくりを目指す。 ○プレハブ倉庫建設（椎茸の集荷所） ○集会所屋根替え ○桜並木づくり	H12. 3 対象2集落での共同事業
	後 山 下 (うしろやましも) 戸 数: 7戸 高齢者数: 10人 高齢化率: 77%			
浜田市	羽 原 (はばら) 戸 数: 5戸 高齢者数: 5人 高齢化率: 71%	「羽原 家族の家計画」	豊かな自然や空き屋などの資源を活用しながら若者や都市住民との交流活動に取り組みことで集落の結束力をさらに高め、地域の維持・活性化を図る。 ○交流活動の拠点としての集会所の改修（トイレ、台所、外壁等） ○空き屋バンクへの登録 ○山菜採り、菊織り、ホタル狩りなど四季を通じた都市住民との交流事業	H11.12
桜江町	狭 間 (はざま) 戸 数: 1戸 高齢者数: 1人 高齢化率: 100%	「集落活性化プラン」	集落崩壊を防止するため、施設整備と生活環境整備を行い、共同体意識の高揚を図り、集落活動の維持を目指す。 ○飲料水確保（井戸のボーリング） ○草刈り機購入（道路端の草刈りによる環境美化） ○イベント用品等（折りたたみテント、投光器）購入 ○防犯灯設置	H12. 3 非対象1集落（後山中）との共同事業
益田市	岩 倉 (いわくら) 戸 数: 5戸 高齢者数: 6人 高齢化率: 66%	「自然の光と人の心が輝く里づくり」	美しく豊かな自然の中で地域産物や身近な資源に目を向け、これらを活かす活動や地域のこどもたちとの交流活動などを集会所を拠点に展開し、21世紀を展望した集落づくりを図る。 ○集落公民館の改修（屋根葺き替え） ○地域特産品の開発 ○各種交流事業の実施（都市住民、地元小学校児童、市内の青年など） ○福祉、健康づくり活動の実施（食生活改善、健康づくり教室等の開催）	H12. 2 対象2集落での共同事業
	栃 山 (とちやま) 戸 数: 7戸 高齢者数: 10人 高齢化率: 71%			
匹見町	和 共 (わきょう) 戸 数: 12戸 高齢者数: 17人 高齢化率: 89%	「和共集落多目的集会所施設建設プラン」	葬祭、余暇活動、共同作業等あらゆる集落活動の拠点としての集会所施設を整備することにより、相互扶助精神の推進を図る。 ○集会所建て替え（解体、土地造成、新築） ○花壇づくり	H12. 3
	栃 原 (とちはら) 戸 数: 3戸 高齢者数: 4人 高齢化率: 80%	「名水確保作戦」	栃原川の源泉を利用し、各戸の飲料水の安定供給を図るとともに、「名水」としての商品開発を展望に入れる。 ○水源水質調査 ○飲料水供給施設整備	H12. 3
日原町	鹿 谷 (しのたに) 戸 数: 11戸 高齢者数: 17人 高齢化率: 81%	「がんばる鹿谷」	農産加工食品の生産を通して、この地域に住む全員の手を1つにし、地域の活性化と生活の向上を目指す。 ○地域特産の椎茸を活用した農産加工の充実（加工施設の拡充-集会所改築）	H12. 3
都万村	油 井 (ゆい) 戸 数: 30戸 高齢者数: 46人 高齢化率: 66%	「再発信"水仙の里"」	「水仙の里」を活性の柱に、群生地の拡大・PR。また、油井の大敷網の水産物及び八朔などの農作物を活用した特産品づくり及び高齢者の知恵や油井の自然を活用した「田舎暮らし」により、都市との交流を図る。 ○水仙群生地の拡大とPR活動（球根の購入、除草・植栽、看板設置） ○地域特産物の商品化と販路拡大（先進地視察、水産加工品、果実等の販売） ○「田舎暮らし」体験 による都市住民との交流	H12. 3
弥栄村	程 原 上 (ほどわらかみ) 戸 数: 5戸 高齢者数: 4人 高齢化率: 50%	「キャンプ de HODOWARA」	集落にある沈滞ムードを打破するため、隣接する3集落が共同で、集落全域をフィールドとしたキャンプ場を整備し、都市との交流を容易にすることによって地域の活性化を促進していく。 ○キャンプ場の整備 ○貸し出し用キャンプ用品の購入 ○キャンプモニター事業による利用者ニーズの把握 ○受け入れ体制の整備（FAX設置、案内マップの作成等） ○活動拠点の整備	H12. 5 対象3集落の共同事業
	程 原 中 (ほどわらなか) 戸 数: 5戸 高齢者数: 6人 高齢化率: 85%			
	程 原 下 (ほどわらしも) 戸 数: 8戸 高齢者数: 11人 高齢化率: 84%			
大田市	声 谷 (あしだに) 戸 数: 14戸 高齢者数: 21人 高齢化率: 72%	「地域づくり整備事業」	老朽化した集会所を改修し、集落内の話し合いの場、交流の場とすることで、集落機能の維持を図るとともに、道路・河川の環境美化に取り組み活性化につなげる。 ○自治会館改修（屋根葺き替え、畳替え） ○猪捕獲用金檻設置 ○河川環境整備と稚魚放流、道路沿いに花木植え付け	H12. 5

【註】 上表は H12.8.31 現在で活性化プラン策定済の、県内 276 集落（県企画調整課資料：未公開）のうち高齢化率が上位を占める集落を抜粋して転載したものである。

(図-I) から①事業対象集落(65才以上が35%以上)の構成比率は石見部において高く、隠岐島と共に過疎高齢化の進行が際立って著しいことを示している。これらは町村集落の立地条件の優劣をも端的に物語る指標とも看れるであろう。(図-II)は中山間地域集落維持、活性化緊急対策事業の計画樹立済集落(H.12.8.31現在)について、市町村毎にその取り組み度合を比較したものである。出雲部の雲南地域、邑智郡南部の一部において未着手の集落がめだつが、他の石見地域一円に於ては、計画樹立を了した集落が相対的に多く且つその比率も高い。

相対的に云えることは、緊急を要する施策と受止めて、積極的に集落内での話し合いを重ね、合意形成に持って行った石見地域市町村の取り組み姿勢がもたらした成果と解される。即ち、生き残りをかける集落の切羽詰まった意気込みが、早急な対応に繋がったとみるべきで、そこには地元行政主体の関わり、地元リーダーの指導力が相マッチした結果として評価すべきものとする。取り組み期間3ヶ年のなお半分を残しているので100%をめざした先陣争いが続くであろうと期待される。

別途、国の施策で取組まれている直接支払制度の運用は、農業生産活動を持続する5ヶ年間の集落協定を義務づけているため、参加条件を充たす実施体制の発足までには、なお時間を要する町村もあるものの本県の締結実績は上位にある。

3. 集落活性化(再生)への提言

- ①農作業の受委託推進に必要な農業生産基盤(ほ場条件)整備を促進する。
- ②集落営農を含む担い手への農地集積を推進し、農業生産に取り組む経営体を育成する。
- ③作物転換施策、販売対策の推進を合言葉に、集落総参加型の集会所活動の展開を図る。
- ④快的な農村居住空間の創出に取組み、地域資源を生かして都市部との交流を図る。
- ⑤高齢者、女性の役割と活用に眼を向けた工夫をこらし、付加価値創出の一翼を担わせる。

4. おわりに

集落活性化の話し合いの中で出ている要望やプランのうち、際立って多いのが活動拠点と捉えられている集落の集会所、公民館の補修や改造である。過疎・高齢化が進む集落にとって、いかに孤独からの脱却、互いのコミュニケが必要であるかを痛感させられる。里づくりの原点は集会所の活気と充実から始まることを銘記しなければならないだろう。

以上